

第4号議案

文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、四九〇人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一八九人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、八六〇人

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説 明）

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

文京区教育局職員定数の変更について

1 職員の定数

区 分	定 数			増 減 内 訳			
	R1	R2	増減	増		減	
教育委員会の事務部局の職員	人 184	人 189	人 5	学校支援地域本部事業 (教育総務課)	1	教育資料室・教科書センター 運営事業等体制見直し (教育センター)	△1
				教職員関連事務 (教育指導課)	1		
				特別支援教育相談業務等 (教育指導課)	1		
				施設整備担当の設置 (児童青少年課)	2		
				児童発達支援事業体制強化 (教育センター)	1		
教育委員会の所管に属する学校の職員	158	158	0		0		0
合 計	342	347	5		6		△1

2 施行日 (予定)

令和2年4月1日